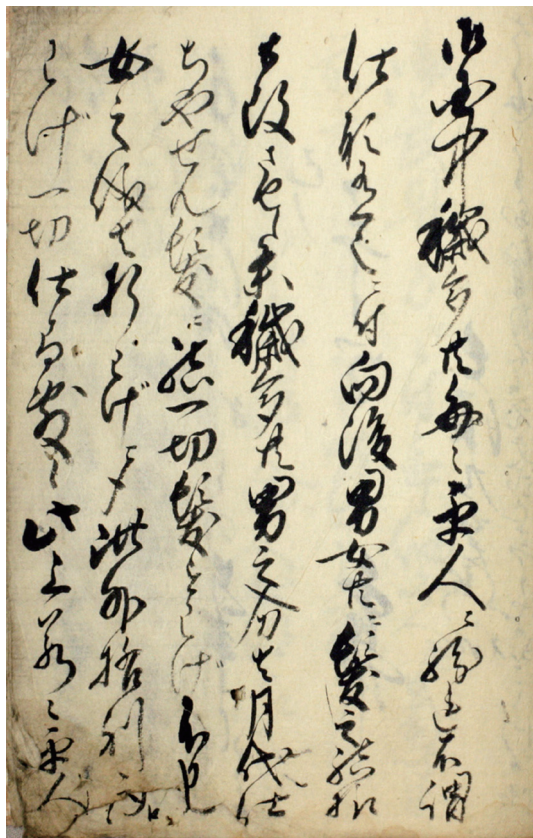


厳しい身分による差別



* 毛利家文庫 40法令160 (46の5) 「御書付控」。元文2年12月4日条

御國中穢多（えた）共毎々平人に紛れ、不謂（いわれざる）仕形（しなり）これあるに付、向後（こうご）男女共に髪（かみ）の結びよう御改めさせ候条、穢多共男の分は月代（さかやき）（さかやき）仕り、ちやせん髪（かみ）に結び、一切髪（かみ）をわけ申さず、女の儀は折わけにして、このほか格別のわけ一切つかまつりまじく候

「ちやせん髪」…後頭部の髪を取って紐などで巻き立て、先を房（ぼう）のように出して茶筌（ちやせん）の形にした髪型。

解説

江戸時代には、百姓や町人とは別に、「えた」や「ひにん」とよばれた人々がありました。萩藩にも、えた・ひにんのほか宮番、茶筌（ちやせん）などがあり、これらの人々は他の身分の人々から厳しく差別されました。村の運営や祭りからも除外され、住む場所や職業を制限され、服装や髪型にいたるまでさまざまな規制を受けました。

写真は、1737（元文2）年に萩藩が領内のえたに対して、平人に紛れるのはけしからんことだとして、彼らを一見してえたとわかるような髪型に改めさせ、もし違反したら重い罰を与えるとした資料です。

この資料が出された江戸時代中期は、権力による差別政策が強化された時期にあたっています。民衆のあいだにも、彼らに対する差別意識が、深く根を張っていきました。

* 類似の資料に、旧藩別置記録 豊浦藩旧記54「御代々被仰出書9」（「元運公時代」の天保13年9月25日条）、関連資料に、県庁伝来旧藩記録804「大公儀様より穢多共二御議定並御請状之写」などがあります。